

< 所得の区分に関するチェックシート >

※自立支援医療制度における「世帯」とは、受診者と同一医療保険で認定されている範囲です。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関する質問

- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - ・受けている：「生保」
 - ・受けていない：2へ

- 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
 - ・課税されていない：3へ
 - ・課税されている：4へ

- 3 自立支援医療を受診する方の収入が80万円以下ですか。（自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合には、その保護者の収入が保護者全員それぞれ80万円以下ですか。）
 - ・80万円以下：「低1」
 - ・80万円を超える：「低2」

- 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
 - ・市町村民税額（所得割）3万3千円未満：「中間1」
 - ・市町村民税額（所得割）3万3千円以上23万5千円未満：「中間2」
 - ・市町村民税額（所得割）23万5千円以上：「一定以上」

- 5 4で「中間1」「中間2」「一定以上」であった方のうち、「高額治療継続者」に該当する方は、下記表の「高額治療継続者」の欄に記載する自己負担上限額となります。

「高額治療継続者」の対象範囲

- ①精神通院医療 … 症状性を含む器質性精神障害（F0）、精神作用物質使用による精神及び行動の障害（F1）、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害（F2）、気分障害（F3）、てんかん（G40）
 その他 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院治療を要すると判断された方
- ②医療保険の高額療養費で多数該当の方

市民税非課税世帯			市民税課税世帯		
生活保護世帯 「生保」	収入 ≤ 80万円 「低1」	収入 > 80万円 「低2」	市町村民税所得割額 3万3千円未満 「中間1」	市町村民税所得割額 3万3千円以上 23万5千円未満 「中間2」	市町村民税所得割額 23万5千円以上 「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		
高額治療継続者					
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円
自立支援医療の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)					